

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第4号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第1条 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例(平成25年寒川町条例第10号)の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準(第66条—第80条)

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備 を
及び運営に関する基準 」

「第4節 運営に関する基準(第66条—第80条)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第80条の2—第
80条の3) に、

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び
運営に関する基準 」

「第4節 運営に関する基準(第226条—第232条)」を

「 第4節 運営に関する基準(第226条—第232条) に改める。
第13章 雑則(第233条) 」

第1条中「第4項」の次に「、第78条の2の2第1項」を、「指定地域密着型サービス事業者の指定」の次に「、共生型地域密着型サービス事業者の特例」を加える。

第2条第7号中「顧問その他の」を「顧問その他」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第5条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条中「次に」を「次の各号に」を改め、同条第2号中「行い、」を「行う」に改める。

第8条第2項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第1号中「第153条第12項」を「第49条第4項第1号及び第181条第12項」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「第49条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第49条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「第84条」を「第113条」に改め、「いう。」の次に「第49条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「第112条第1項」を「第140条第1項」に改め、「いう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、「第66条第1項」を「第103条第1項」に、「第67条」を「第104条」に、「第84条」を「第113条」に、「第85条」を「第114条」に、「第86条」を「第115条」に改め、同項第6号中「第131条」を「第159条」に改め、「いう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、「第66条」を「第103条」に、「第67条」を「第104条」に、「第84条」を「第113条」に改め、同項第7号中「第152条」を「第180条」に改め、「いう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、「第66条」を「第103条」に、「第67条」を「第104条」に、「第84条」を「第113条」に改め、同項第8号中「第193条」

を「第221条」に改め、「いう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加え、「第7章」を「第8章」に、「第10章」を「第11章」に改め、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第11項中「随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、」の次に「指定」を加え、同条第12項中「第193条第10項」を「第221条第14項」に改める。

第9条ただし書中「、当該管理者は」を削る。

第10条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付する。

第16条中「(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条」を「(寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年寒川町条例第11号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条」に改める。

第33条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削り、「勘案し」を「勘案して」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の

発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載し

た書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第77条第1項及び第118条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第4号中「第28条第10項」を「第28条第11項」に改める。

第46条第2項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第49条第2項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第50条ただし書中「、当該管理者は」を削る。

第51条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付する。

第57条中「規程」の次に「(以下この章において「運営規程」という。)」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、」に、「指定訪問介護事業所との」を「指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に改め、「ときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所」を「当該他の指定訪問介護事業所等」に、「訪問介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、「指定夜

間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第34条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、」を「オペレーションセンターサービスについては、」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条第2項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第61条前段中「第35条」を「第34条の2」に、「、第42条及び第43条」を「及び第42条から第43条まで」に、「指定夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護」

に改め、同条後段中「第21条」の次に「、第34条の2第2項」を加え、「及び」を「並びに第3項第1号及び第3号、」に改め、「第36条」の次に「第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」を加える。

第62条中「になった」を「となった」に改める。

第63条第1項第3号中「指定事業所」を「指定事業者」に改め、同条第8項中「指定地域密着型通所介護事業と」を「指定地域密着型通所介護の事業と」に改める。

第72条中「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」という。)」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条第3項中「ならない。」の次に「この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第76条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防

止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第77条第1項中「構成される協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第4項中「町が派遣」を「町等が派遣」に改める。

第79条第2項第3号中「市町村」を「町」に改める。

第80条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第85条中「9人」を「18人」に改める。

第87条第1項中「療養通所介護従業者」を「療養通所介護従業者の」に改める。

第94条中「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」という。)」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第96条第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第98条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42

条の2」を加え、同条後段中「場合において」の次に「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を「「運営規程」とあるのは「第94条に規定する重要事項に関する規程」と」に改め、「第73条第3項」の次に「及び第4項並びに、第76条第2項第1号及び第3号」を加える。

第6章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第80条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号にお

いて同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第80条の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第62条、第64条、第65条第4項並びに前節(第80条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第72条に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第65条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第69条第4号、第70条第5項、第73条第3項及び第4項並びに、第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第79条第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4項中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第100条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「同時に一」を「同時に1」に、「第65条」を「第102条」に改める。

第101条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第103条第1項中「又は施設」の次に「(第105条第1項において「本体事業所等」という。)」を加え、「第112条」を「第140条」に、「第132条」を「第132条」に、「第153条」を「第181条」に改め、同条第2項中「第8条」を「第10条」に改める。

第104条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「1日当たり3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第84条第7項」を「第113条第7項、第140条第9項及び第221条第8項」に改める。

第105条第2項中「第64条」を「第101条」に、「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。

第107条第4号中「第63条」を「第100条」に、「第66条」を「第103条」に改める。

第108条第1項中「第64条」を「第101条」に、「第68条」を「第105条」に改める。

第109条第4号中「第63条」を「第100条」に、「第67条」を「第104条」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第110条第2項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第111条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第73条第3項及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第113条の見出し中「員数等」を「員数」に改め、同条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、同条第6項の表中「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
---	--

」を「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護事業所
---	--

」に改め、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改め、同条第8項中「第193条」を「第221条」に改め、同条第11項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第12項中「第98条」を「第127条」に改める。

第114条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、「第一号介護予防支援事業」を「第1号介護予防支援事業」に改め、同条第2項中「第194条」を「第222条」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第195条」を「第223条」に、「第113条第2項」を「第141条第3項」に、「第114条」を「第142条」に、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第115条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「若しくは訪問介護員等」を「、訪問介護員等」に、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第116条第1項中「第44条」を「第46条」に改める。

第117条第2項第2号中「一の」を「1の」に改める。

第118条中「第84条」を「第113条」に、「第95条」を「第124条」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第121条第3項第6号中「認められるもの」を「認められる費用」に改め、同条第4項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第124条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条」に改める。

第127条第1項中「第84条」を「第113条」に改める。

第131条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第132条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護

保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第134条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第136条中「第84条」を「第113条」に改める。

第137条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第4号中「第94条」を「第123条」に改める。

第138条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第3項」の次に「及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号」を加える。

第140条第1項中「第115条」を「第143条」に改め、「除く。)をいう」の次に「。以下同じ」を、「する。」の次に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全ての階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条

第4項中「第84条」を「第113条」に、「第193条」を「第221条」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第141条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第142条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第143条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第

126条」を「第154条」に改め、同条第3項及び第4項中「一の」を「1の」に改める。

第147条第7項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第158条において準用する第77条第1項に規定する運営推進会議における評価

第147条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第148条第1項中「第112条第5項」を「第140条第7項」に改める。

第151条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第152条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第153条第2項中「従業者」を「介護従業者」に改め、同条第3項中「ならない。」の次に「この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認

知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第155条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第156条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第157条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」を加え、同項第2号中「第117条」を「第145条」に改め、同項第3号中「第119条」を「第147条」に改める。

第158条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第4節」と」の次に「、第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加え、「第101条」を「第130条」に改める。

第160条第4項中「のうち1人以上」を削り、「うち」の次に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第9項中「第84条」を「第113条」に、「第193条」を「第221条」に改める。

第161条ただし書中「、当該管理者は」を削り、「若しくは本体施設」を「、本体施設」に、「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「又は指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第162条第4項第1号中「一の」を「1の」に改める。

第163条第1項中「第147条」を「第175条」に改める。

第166条第1項中「当該開始」を「、当該開始」に改める。

第168条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第169条第1項中「第132条」を「第160条」に改め、同条第3項中「及び利用者」を「、利用者」に改める。

第175条第2号中「職務の内容」を「職務内容」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第176条第4項中「ならない。」の次に「この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施

設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「第138条」を「第166条」に改め、同項第3号中「第140条」を「第168条」に改め、同項第4号中「第148条」を「第176条」に改める。

第179条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「場合において」の次に「、第34条の2第2項」を、「第36条」の次に「第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」を、「第4節」との次に「、第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第180条に見出しとして「(基本方針)」を付する。

第181条第1項中「する。」の次に「ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第

189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第4項中「第182条」を「第210条」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「生活相談員、」を、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、「若しくは」を「、」に改め、「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加え、同項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

第181条第13項中「いう。」の次に「以下同じ。」を、「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第16項中「第84条」を「第113条」に、「第193条」を「第221条」に改める。

第182条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第1号ア中「一の」を「1の」に、「4人」を「1人」に改め、「こと。」の次に「ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」を加え、同項第8号中「(中廊下にあつては、1.8メートル以上)」を削る。

第183条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第186条第1項中「第183条」を「第211条」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「第183条」を「第211条」に改め、同項第3号及び第4号中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第4項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第187条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第188条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第193条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第193条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第193条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第195条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第195条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第181条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第197条中「第160条」を「第188条」に改め、同条第5号中「第159条」を「第187

条」に改め、同条第6号中「第179条」を「第207条」に改め、同条第7号中「第177条」を「第205条」に改める。

第198条中第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第198条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第199条第3項中「ならない。」の次に「この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第204条の見出し中「(」の次に「指定」を加える。

第205条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第206条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「第157条」を「第185条」に改め、同項第3号中「第159条」を「第187条」に改める。

第207条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、「、及び」を「及び」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「第77条第1項」を「第77条第1項中」に改める。

第210条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第1号ア(ア)中「一の」を「1の」に改め、同号ア(イ)ただし書中「一の」を「1の」に、「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「一の」を「1の」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)a及びbを削り、同号イ中「一の」を「1の」に改める。

第211条第3項第3号及び第4号並びに第4項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第212条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第216条中第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第217条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第4項中「ならない。」の次に「この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第219条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第220条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条中「第17条の10」を「第17条の12」に改め、「の規定に相当する県基準条例の規定に」を削り、「第83条」を「第112条」に改める。

第221条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第113条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテ

ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第113条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第113条第7項に規定する」を、「宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第221条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第229条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第221条第9項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7

項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第222条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚

生労働大臣」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第223条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「若しくは訪問介護員等」を「、訪問介護員等」に、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第224条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第225条第2項第1号中「得る」を「うる」に改め、同項第2号ア及びイ中「一の」を「1の」に改め、同号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第227条第9号中「第201条」を「第229条」に改める。

第229条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第221条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加え、同条第8項中「第6項」を「第7項」に改める。

第231条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「第199条」を「第227条」に改め、同項第4号中「第200条」を「第228条」に改め、同項第5号中「第201条」を「第229条第10項」に改める。

第232条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第73条」の次に「第3項及び第4項並びに、第76条第2項第1号及び第3号」を加え、「事業者」を「従業者」に改め、「の活動状況」と」の次に「、第118条中「第113条第12項」とあるのは「第221条第13項」と」を加え、「第113条第6項各号」を「第113条第6項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第13章 雑則

(電磁的記録等)

第233条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第179条、第207条、第219条及び第232前条において準用する場合を含む。)、第145条第1項、第156条第1項及び第185条第1項(第219条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」と

いう。)のうち、この**条例**の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第7条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」に改める。

(寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第2条 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例(平成25年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第89条—第92条)」を

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第89条—第92条) に改める。

第7章 雑則(第93条) 」

第1条中「第2項、」の次に「第115条の12の2第1項並びに」を、「の指定」の次に「、共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例」を加える。

第2条第1号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第7号中「顧問その他の」を「顧問その他」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他

必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条中「第72条において」を「以下」に改める。

第7条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」の次に「以下同じ。）」を、「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改める。

第8条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第10条第1項中「次条第1項」を「次条」に改め、「又は施設」の次に「(第12条第1項において「本体事業所等」という。）」を加え、同条第2項中「第66条」を「条例第103条」に改める。

第11条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。）」を、「1日当たり3人以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加え、同条第2項中「第81条において同じ。」を削り、「同条第7項」を「第46条第7項及び第73条第9項」に改める。

第12条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある

他の本体事業所等の職務に従事することができる。

第13条第2項第1号中「受信者」を「、受信者」に改める。

第17条第2項中「(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。)」を削る。

第18条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」を「寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例(平成26年寒川町条例第28号)」に改め、「指定介護予防支援等基準」の次に「条例」を加え、「第30条」を「第32条」に改める。

第20条中「第18項」を「第16項」に改める。

第22条の見出し中「介護予防サービス計画」を「介護予防サービス計画等」に改める。

第24条第3項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第5号中「認められるもの」を「認められる費用」に改め、同条第4項中「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第28条第1項中「当該」を削る。

第29条第4号中「第4項」を「第2項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「ならない。」の次に「この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型

通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護

予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第3項中「当該町」を「町」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第51条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改める。

第42条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「第44条第2号に規定する」を削る。

第43条第5項中「指定介護予防認知症対応型通所介護の事業」を「事業」に改める。

第46条第6項の表中「

<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p>	<p>左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>
--	---

」を「

<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>
--	--

」に改め、同条第7項中「事業所をいう。以下同じ。」を「事業所をいう。」に、「「本体事業所」」を「この章において「本体事業所」」に改め、同条第10項中「第18項」を「第16項」に改め、「第69条第3号に規定する」を削り、同項ただし書中「、

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第11項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第12項中「第69条第3号に規定する」を削り、「町長」を「厚生労働大臣」に改め、「第3号」を削る。

第47条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「同項に」を「指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に」に改め、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「指定訪問介護事業者をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第2項中「第222条第1項本文」を「第222条第1項」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第74条第2項」を「第74条第3項」に、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第48条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第50条第2項第2号中「一の」を「1の」に改める。

第51条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第54条第3項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第6号中「認められるもの」を「認められる費用」に改め、同条第4項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、「もの」の次に「とす」を加える。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の町介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第62条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「第69条第3号に規定する」を削る。

第67条前段中「第30条」の次に「、第30条の2」を加え、「第38条まで、第39条(第4項を除く。)から」を削り、「第41条まで」の次に「(第39条第4項を除く。)」を加え、同条中「規程」と、「」の次に「同項、第30条第3項及び第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1項第1号及び第3号中」を加え、「第28条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条」を「第28条」に、「、第30条、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「、」に改める。

第69条第2号中「第30条」を「条例第32条」に、「第31条」を「条例第33条」に改める。

第73条第1項中「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、「除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、

同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第4項中「(指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、「前3項」を「前各項」に改め、「(指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)」を削り、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、「第90条第2号に規定する」を削り、同項ただし書中「、当該計画作成者は」を削り、「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に

対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「町長」を「厚生労働大臣」に改める。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項及び第4項中「一の」を「1の」に改める。

第77条第1項中「法第7条第4項に規定する」を削る。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第81条中「指定地域密着型介護予防サービス」を「地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第82条第2号中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第87条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「第90条第2号に規定する」を削る。

第88条前段中「第28条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条(第4項を除く。)、第40条、」を「から」に改め、「第41条」の次に「まで(第39条第4項及び第41条第5項を除く。)」を加え、同条中「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、

「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条」、
「、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」
とあるのは「介護従業者」と」及び「及び第61条第1項」を削り、「同条」を「第61
条」に改める。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次
の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

第89条第5項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業」を「事業」に改
める。

第92条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」
に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サー
ビスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条
例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他
文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他
の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想
定されるもの(第16条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)及
び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、
当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 基準該当居宅介護支援(第33条)」を

「第3章 基準該当居宅介護支援(第33条)

に改める。

第4章 雑則(第34条)

」

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第1号中「こと」を「ものとする」に改め、同条第2号中「指定居宅介護支援の提供方法等」を「サービスの提供方法等」に、「を行うこと」を「を行う」に改め、同条第3号中「すること」を「しなければならない」に改め、同条第4号中「介護給付等対象サービス」の次に「(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)」を加え、「ること」を「なければならない」に改め、同条第5号中「利用者が居住する」を削り、「指定居宅サービス等」を「サービス」に、「こと」を「ものとする」に改め、同条第6号中「状況その他の」を削り、「すること」を「しなければならない」に改め、同条第7号中「うこと」を「わなければならない」に、「ること」を「なければならない」に改め、同条第8号中「、居宅サービス計画の作成に当たっては」及び「利用者が居住する」を削り、「適切な指定居宅サービス等」を「適切なサービス」に、「、指定居宅サービス等を」を「並びに指定居宅サービス等を」に、「すること」を「しなければならない」に改め、同条第9号本文中「、居宅サービス計画の作成に当たっては」を削り、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「担当者の」を「担当者から、」に、「こと」を「ものとする」に改め、同条ただし書中「がある場合」

の次に「について」を加え、同条第10号中「、居宅サービス計画の作成に当たっては」を削り、「保険給付」を「、保険給付」に、「否か」を「どうか」に、「ること」を「しなければならない」に改め、同条第11号中「とき」を「際に」に、「すること」を「しなければならない」に改め、同条第12号中「第37号」の次に「。以下「指定居宅サービス等基準」という。」を加え、「その他の同省令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の規定」を「等指定居宅サービス等基準」に、「作成しなければならないこととされている」を「位置付けられている」に、「こと」を「ものとする」に改め、同条第13号中「こと」を「ものとする」に改め、同号後段を削り、同条第14号中「こと」を「ものとする」に改め、同条第15号中「より行うこと」を「より行わなければならない」に改め、同条第16号本文中「担当者の」を「担当者から、」に、「こと」を「ものとする」に改め、同号ただし書中「場合」の次に「について」を加え、同条第29号中「ること」を「なければならない」に改め、同号を同条第31号とし、同条第28号中「法第58条第1項に規定する」を削り、「すること」を「しなければならない」に改め、同号を同条第30号とし、同条第27号中「の提供」を「を提供する等」に改め、「その他」を削り、「こと」を「ものとする」に改め、同号を同条第29号とし、同条第26号中「法第73条第2項」を「、法第73条第2項」に、「同項」を「同条第1項」に、「すること」を「しなければならない」に改め、同号を同条第28号とし、同条第25号中「提供」を「利用」に、「当該居宅サービス計画」を「当該計画」に改め、「の提供」を削り、「すること」を「しなければならない」に改め、同号を同条第27号とし、同条第24号中「、当該居宅サービス計画」を「、当該計画」に、「福祉用具貸与の提供」を「福祉用具貸与」に、「福祉用具貸与の提供の継続の」を「継続して福祉用具貸与を受ける」に、「当該居宅サービス計画に記載すること」を「居宅サービス計画に記載しなければならない」に改め、同号を同条第26号とし、同条第23号中「すること」を「しなければならない」に改め、同号を同条

第25号とし、同条第22号中「その他の指定居宅サービス等に該当する」を「等の」に改め、「保健」を削り、「当該保健医療サービス」を「、当該医療サービス」に、「おいて」を「あつては」に、「ときにあつては当該留意事項」を「ときは、当該留意点」に、「こと」を「ものとする」に改め、同号を同条第24号とし、同条第21号中「すること」を「しなければならない」に改め、同号を同条第23号とし、同条第20号中「その他の指定居宅サービス等に該当する」を「等の」に、「ること」を「なければならない」に改め、同号を同条第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第16条第19号中「市町村」を「町」に、「ること」を「なければならない」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号中「し、又は」を「又は」に、「こと」を「ものとする」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「行うこと」を「行うものとする」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた

めの指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この**条例**の規定において書面(書面、書類、

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第1項第28号(第33条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。))については第6条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。))を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

(寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部改正)

第4条 寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例(平成26年寒川町条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第34条)」を
「第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第34条) 〃」に改める。
第8章 雑則(第35条) 〃」

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用

者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第34条に見出しとして「(準用)」を付する。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、

保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第1項第25号(第34条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第1項第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準」という。)第5条第3項及び第42条の2(新指定地域密着型サービス基準第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第179条、第207

条、第219条及び第232条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第3項及び第39条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準第67条及び第88条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準第33条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準」という。）第3条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等基準第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定地域密着型サービス基準第33条、第57条、第72条（新指定地域密着型サービス基準第80条の3において準用する場合を含む。）、第94条、第109条、第131条（新指定地域密着型サービス基準第232条において準用する場合を含む。）、第152条、第175条、第198条及び第216条、新指定地域密着型介護予防サービス基準第29条、第59条及び第82条、新指定居宅介護支援等基準第21条（新指定居宅介護支援等基準第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準第19条（新指定介護予防支援等基準第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準

第34条の2（新指定地域密着型サービス基準第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第179条、第207条、第219条及び第232条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準第30条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準第67条及び第88条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準第22条の2（新指定居宅介護支援等基準第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準第20条の2（新指定介護予防支援等基準第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第35条第3項（新指定地域密着型サービス基準第61条において準用する場合を含む。）及び第76条第2項（新指定地域密着型サービス基準第80条の3、**第98条**、第111条、第138条、第158条、第179条及び第232条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準第33条第2項（新指定地域密着型介護予防サービス基準第67条及び第88条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準第24条の2（新指定居宅介護支援等基準第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準第22条の2（新指定介護予防支援等基準第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第73条第3項（新指定地域密着型サービス基準第80条の3、第98条、第111条、第138

条及び第232条において準用する場合を含む。)、第153条第3項、第176条第4項、第199条第3項及び第217条第4項並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準第30条第3項(新指定地域密着型介護予防サービス基準第67条において準用する場合を含む。)及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定地域密着型サービス基準第210条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型サービス基準第181条第1項第3号ア及び第217条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、第1条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第210条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第193条の2(新指定地域密着型サービス基準第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第193条の3(新指定地域密着型サービス基準第219条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新指定地域密着型サービス基準第205条第1項(新指定地域密着型サービス基準第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第201条第2項第3号(新指定地域密着型サービス基準第219条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。